

「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」にかかるパブリックコメントでいただいた主なご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれがある表現が含まれている場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

※「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」中間案冊子におけるページです。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
1	全般	—	表紙に計画期間「2024(令和6)～2027(令和9)年度」を明記すれば、活用されやすいのではないか。	③	三重県人権施策基本方針は、社会情勢の変化等をふまえ、策定から概ね10年後を目途に見直しを行うこととしており、「第1章 基本的な考え方 1 基本方針改定の経緯」にその旨を記載しています。
2	全般	—	人権施策に「若年・中年男性」を入れなければならない。貧困ビジネスの標的にされているのがこの層である。	②	貧困等に係る人権課題については、「第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進」の「あらゆる人権課題の解消に向けて」で記載しています。
3	全般	—	県の事業者向け人権施策は全て「ビジネスと人権」に完全準拠する旨を明言する。 世界全体で、企業に対して「ビジネスと人権に関する指導原則」の遵守を求める圧力が強まっており、かなりの負担が伴うが、県の施策が「ビジネスと人権」と一致する旨を明言することで、事業者の負担感が減る。	①	ご意見をふまえ、行動プラン「第3章 人権施策の推進体制等 2(3)ビジネスと人権」の項に、県では、「ビジネスと人権」の考え方をふまえ、施策を実施している旨を追記します。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
4	全般	—	「ビジネスと人権」に関し、社会の関心が高まったテーマをとらえてテコ入れを行うのは効果的だが、関心の高まりを待つだけではなく、積極的に関心を高めるための施策にも、もっと力を入れるべき。 例えば、「県と商取引を行うなど、県から資金が流入することとなる全ての企業に対し、「ビジネスと人権」の考え方に沿った行動(特に人権DD実施)を義務付けていく」旨を基本方針に明言するのはどうか。	③	「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は、企業に求められる人権尊重の取組について、企業の理解の深化を助け、自主的な取組を促進することを目的として策定されています。 差別解消条例においても、人権尊重に対する事業者の責務を規定しているものの、義務づけまではしていないことから、ご提案の趣旨を活かし、今後の啓発に努めていきたいと考えています。
5	全般	—	全ての課題別施策について、「国際的に認められた人権」のどれに関連するかを明記することで、事業者にとって三重県人権施策基本方針は、より取り組みやすいものになるのではないかと。	③	本基本方針及び行動プランについては、国際的に認められた人権をふまえ、三重県の方針及びプランを策定するものであり、県民にとって、できる限りわかりやすい表現で、端的に記述していくべきものと考えています。啓発資料等を作成する際の参考にさせていただきます。
6	第1章 基本的な考え方 1 基本方針改定の経緯	1	「人権が尊重される三重をつくる条例」がブラッシュアップ、リニューアルされたことがわかるように記述してはどうか。	①	ご意見をふまえ、条例を全部改正した旨を追記します。
7	第1章 基本的な考え方 1 基本方針改定の経緯	1	「性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず」という表記と、差別解消条例の「人種等の属性」についての表記との整合性を図る必要はないかと。	③	本方針は、その上位計画である県の総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」をふまえ策定しています。 ご指摘の箇所は、ビジョンの該当部分を引用している一方で、差別解消条例はこれらを含めた属性を具体的に例示していることから、異なった表記となっています。
8	第1章 基本的な考え方 1 基本方針改定の経緯 4 人権尊重のための基本姿勢	1	「1 基本方針改定の経緯」に「性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など」、「4 人権尊重のための基本姿勢」にも同様の記述があるが、部落問題が例の中に入っていないことに違和感がある。「出生地・出身地、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず」と統一した方がよいのではないかと。	③	ご指摘の箇所は、県の総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」の該当部分を引用しています。部落差別は、「第2章 3 課題別施策の推進 部落差別(同和問題)【現状と課題】」の最終段落に記載のとおり、重要な人権課題と認識しています。
9	第1章 基本的な考え方 2 めざす社会	2	条例における基本理念の趣旨が明記されるよう、「人権が尊重される社会」の前に「あらゆる分野において」を追記してはどうか。	②	人権尊重の社会の実現には、あらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことが必要です。「めざす社会」では、こうした考え方を端的に「社会」と表記しています。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
10	第1章 基本的な考え方 2 めざす社会	2	「不当な差別」と「不当な」をつけることで、正当な差別があるかのような憶測を生むことは避けるべきと考える。 「3 基本理念」にあらゆる差別が不当である旨、記載してはあがるが、「差別という不当な行為、その他の人権問題のない」と修正するほうがよい。	①	ご意見をふまえ、端的に「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現をめざします」と修正します。
11	第1章 基本的な考え方 3 基本理念	2	「3 基本理念」の2段落目の「なお」を「そして」に修正してはどうか。	①	前段落の差別解消条例の記述を受けて文章が続くことから、「このため」に修正します。
12	第1章 基本的な考え方 3 基本理念 (1)多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現	2	・基本理念は、県民がともに共通理解をする考え方や姿とした方が読みやすい。「取組を進めます」という記載があると、行政だけが担う理念や責任範囲と読み取るので、「取組を進めます」という記述を削除してはどうか。 ・「識別情報の摘示行為」は、事実に基づかない吹聴などによる差別のバラマキも含まれるので、「識別情報”等”の」としてはどうか。	①	・ご意見をふまえ、県のみならず、すべての県民が取組を進めることを明示するために、前文の「次のことを基本理念として取組を進めていきます」を「次のことを基本理念とします」と修正します。 ・識別情報の摘示行為については、ご意見のとおり記述を修正します。
13	第1章 基本的な考え方 3 基本理念 (2)差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現	2	「・対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であるという認識のもと」の前に、「不当な差別の現実を直視し」を追記する。	①	ご意見をふまえ、「4 人権尊重のための基本姿勢(1)県、県民、事業者それぞれの主体の役割」の前文に「差別の現状を認識し」を加筆します。
14	第1章 基本的な考え方 3 基本理念 (2)差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現	2	「人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていきます」を、「人権侵害行為を受けた者等の困難を取り除くことができるよう社会として取り組んでいきます」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会全体で支えていきます。」と修正します。
15	第1章 基本的な考え方 4 人権尊重のための基本姿勢 (1)県、県民、事業者それぞれの主体の役割	3	① 県(県職員)が取り組むべきこと イ「地域社会の一員としても人権啓発の推進に努めます」を「地域社会の一員として人権啓発の推進に努めます」に修正されたい。	③	県職員として人権課題に対する理解を深めるとともに、私生活上での地域社会の一員としても人権啓発の役割を担うという両面があるという趣旨から、「地域社会の一員としても」と記載しています。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
16	第1章 基本的な考え方 4 人権尊重のための基本姿勢 (2)県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり	4	ウ「一人ひとりがお互いの価値を認め合いながら、自由に行動し」とあるが、自由という言葉が入ると色々な意味を含むので、自由という言葉はなくてもよいと思う。	③	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の前文「一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」から引用しています。
17	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (1)人権啓発	6	【現状と課題】 2022(令和4)年度に実施した県民意識調査の具体的な数値や、人権問題のこういった事象があるのかを具体的に明示してもらえると、より実情が分かりやすくなる。	②	人権問題に関する県民意識調査の結果は、主なものを行動プランに記載しています。また、現状と課題について「3 課題別施策の推進」に記載していますが、具体的な事象を誤解を与えないよう正しく記載するには、詳細な記述が必要となることから割愛しています。
18	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (1)人権啓発	6	【現状と課題】 「地域等の実情に応じたきめ細かな啓発活動を実施」を「地域等の実情や人権課題に応じたきめ細かな啓発活動を実施」に修正してはどうか。	①	ご意見どおり、記述を修正します。
19	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【現状と課題】 人権教育を推し進める主体は県民一人ひとりである。学校、社会、家庭の順番でなく、社会を構成する規模の大きさを考えて、家庭→学校→社会の順番か、社会→学校→家庭の順番とする。学校を中心として進めることに疑問を感じる。 子どもにとって一番身近な大人、家庭の中での大人が人権意識を高めることが、社会全体を変える大きな鍵である。	③	差別をなくすためには、大人の人権意識を高めることが重要であり、大人の意識は子どもへの影響も大きいものと認識しています。 学校における人権教育が、家庭や地域と連携して取り組まれることで、保護者や地域住民にとっても、人権意識の高揚につながる有効な機会となることから、こうした表記の順としています。
20	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【現状と課題】 児童虐待の報告件数やインターネット上の悪質な書き込みの増加とあるが、児童虐待の報告件数の増加は、今まで見えていなかった事例に社会が目を向けるようになった、という見方もある。報告件数の増加が問題なのではなく、児童虐待が多く発生していることを課題としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「児童虐待などの人権に係る問題が発生している」と修正します。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
21	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【現状と課題】 「また、家族形態の変容、地域コミュニティの弱体化などにより、家庭・地域の教育力の低下が指摘されており」を削除されたい。県の現状として位置付けると、むしろ先入観やバイアスの原因となることを懸念する。	①	ご意見をふまえ、当該箇所を削除します。
22	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【めざす姿】 「学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で」でなく、社会を構成する規模の大きさを考えて、「家庭、学校、職場等、地域社会のあらゆる場で」とするか、「職場、学校、家庭等、地域社会のあらゆる場で」とする。	③	学校における人権教育が、家庭や地域と連携して取り組まれることで、保護者や地域住民にとっても、人権意識の高揚につながる有効な機会となることから、こうした表記の順としています。
23	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【基本方針】 一番初めの項目に「○家庭において…」や「○県民一人ひとりが…」の項目を立てる。	②	3つ目の○「社会教育」には家庭も含まれており、さまざまな学習の場の人権尊重の視点を位置づけるような取組を進めます。 また、県民一人ひとりが主体的に行動することについては、本基本方針「第1章 基本的な考え方 4 人権尊重のための基本姿勢(1)県、県民、事業者それぞれの主体の役割」において、人権が尊重される社会を実現するために「県民が取り組むこと」として明示しています。
24	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【基本方針】 1つ目の○「思いやり」を削除。思いやりは就学前の人格形成においても非常に大切なものだが、「思いやり」によって差別や人権侵害とむきあうことは、ともすれば「憐み」「かわいそう」に陥る可能性があることを懸念する。	①	ご指摘のとおり「思いやり」を削除します。
25	第2章 人権施策の推進 1 人権啓発および人権教育の推進 (2)人権教育	7	【基本方針】 「○人権に関わりの深い行政職員、教職員、…」とあるが、かわわりの深い職員だけでなく、すべての職員が主体的に取り組む必要があるのではないかと懸念する。	②	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、行政職員、教職員などを例示として表記しています。また、「第3章 人権施策の推進体制等 1 人権尊重の視点に立った行政の推進」において、「県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む」としています。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
26	第2章 人権施策の推進 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進 (1)相談体制の充実 (2)紛争解決に向けた取組の充実	8	三重県人権センターをはじめ人権にかかわる相談窓口の周知や実効のある相談・支援体制の充実と記されている。人権センターが全ての人権課題に対応するということではなく、各相談窓口の充実や、ネットワークの連携強化を図りたい。	①	ご意見をふまえ、「(1)相談体制の充実」【基本方針】の「体制の充実を図ります」を、「人権センターをはじめとして、それぞれの事案に応じた県の機関が主体となって取り組む体制の充実を図ります」と修正します。
27	第2章 人権施策の推進 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進 (1)相談体制の充実	8	人権に関するさまざまな相談においては、プライバシーの保護が大変重要だと考える。プライバシーを保護する、守るといった視点についても記載していただきたい。	①	ご意見をふまえ、【基本方針】に相談者のプライバシーに配慮する旨を記載します。
28	第2章 人権施策の推進 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進 (1)相談体制の充実 (2)紛争解決に向けた取組の充実	8	相談体制の充実や三重県差別解消調整委員会の設置による「紛争解決に向けた取組の充実」は、人権侵害を受けた人にとって意義の大きなものである。	③	引き続き、人権が尊重される社会の実現をめざし、相談・紛争解決体制の充実を図っていきます。
29	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 部落差別(同和問題)	10	【現状と課題】 ・「えせ同和行為」を把握している現状があるのか。 ・土地差別が根強くあること、差別発言、同和地区問い合わせ、インターネット上の差別書き込み等が発生している現状についての課題分析が必要ではないか。 差別は「する側の問題である」という認識のもと、する側の意識や行動、差別を許し続ける社会の構造を分析し、差別を禁止すること、被害者救済につなげていくべき。 ・インターネットのモニタリングと削除要請については、今までの取組を検証しその結果に基づく啓発や今後の手法を明らかにすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、次のとおり修正します。 ・「えせ同和行為」については、国、県、市町、関係機関等で連携した取組を推進する旨を記載します。 ・差別が根強くあることについては、差別行為が差別解消条例の禁止規定や部落差別解消推進法に抵触する旨を記載するとともに、差別の現状に触れながら、教育・啓発の重要性を記述します。さらに、差別はする側の問題である旨を明記します。 ・インターネット上による人権侵害については、「インターネットによる人権侵害」【現状と課題】に、課題を追記したうえで、モニタリングの取組の拡充や教育啓発について推進する旨を記載します。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
30	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 部落差別(同和問題)	10	【基本方針】 「県民一人ひとりが部落差別の解消を自らの課題として受け止め、実際の行動に結びつくような」とあるが、「実際の」という言葉では現実的に行うという意味にも捉えられ、弱い印象を受ける。主体的な行動としたら、前向きな意味が入るのではないか。	③	まずは行動を起こすことが大切と考え、「実際の行動に結びつくような」という記述としています。
31	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 子ども	11	【現状と課題】 「子ども」をどのように定義しているのか。	⑤	「三重県子ども条例」第2条に「18歳未満の者」と規定されています。 また、「こども基本法」第2条には、年齢だけでなく「心身の発達の過程にある者」と規定されています。
32	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 子ども	11	【現状と課題】 子どもの権利条約をふまえ、2023年4月からこども基本法が施行されていることも加えると、改訂趣旨やねらいがより明確化されるのではないか。	①	ご意見をふまえ、「こども基本法」の目的を記述し、その趣旨に沿った子どもに係る施策を推進する旨を追記します。
33	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 子ども	11	【基本方針】 「自らの意見を表明することができる環境を整備し、参加を促します。」とあるが、参加とは、何を指しているのか分かりにくいので、ここで示す意味を具体的に書いた方がいいのではないか。	①	ご意見をふまえ、「自らの意見を表明することができる機会を設け、参加を促します。」と修正します。 なお、自らの意見を表明することができる機会として、キッズモニターのアンケート、中学生のメッセージ(少年の主張三重県大会)などがあります。
34	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 子ども	12	【基本方針】 「すべての子どもたち」とあるが、「すべての子ども」とはどのような子たちを考えているのか。	⑤	いじめられている側、いじめをしている側、傍観している側、すべての子どもを考えています。
35	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 女性 性的指向・性自認	12	「性的指向・性自認」のところで「性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い」とあるので、「女性」と「性的指向・性自認」の項目をまとめた「性」の項目とできないか。男性・女性・LGBTQなど、人権を考える上では「性」での分類をなくしていく方向でまとめられないか。	③	県では「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年に施行し、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを進めています。「性的指向・性自認」は、これまでの女性に関する人権問題とは別に施策として位置づけることが適当であると考えています。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
36	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 障がい者	13	【現状と課題】 6～7行目の改行を削除。国の動向を現状として整理するのであれば、改行せず続けたほうが、下段落で本県、学校教育と、整理されるのではないか。	①	ご意見どおり、記述を修正します。
37	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 障がい者	13	【現状と課題】 「2022(令和4)年には、国連障害者権利委員会による『障害者の権利に関する条約』にもとづく総括所見が日本政府に提出されました。本県においても施策の推進にあたり、勧告の趣旨をふまえる必要があります。」を追記。 2022年度の国連障害者権利委からの日本に対する「勧告」は、障害者の人権尊重に関わって無視することはできない重要な現状であることと、県民の関心が大きな出来事なので、現状として記載していただきたい。	①	ご意見をふまえ、「また、2022(令和4)年には、『障害者の権利に関する条約』の締結国として、国連障害者権利委員会による総括所見が日本政府に提出されました。総括所見で行われた勧告をふまえ、国の動向を注視していく必要があります。」と追記します。
38	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 障がい者	13	【現状と課題】 「障がいの有無によって分け隔てられることなく」を「障害の有無によって分け隔てされることなく」に修正してはどうか。	③	障害者基本法第1条より引用しており、「分け隔てられることなく」と表現しています。
39	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 障がい者	13	【現状と課題】 生産性や経済効率の追求がノーマライゼーションの実現を遅らせている原因となっていることを記述に加える。	③	ノーマライゼーションの実現を遅らせている原因は、さまざまな要因が考えられるため、特定の項目に限って原因を記述することは難しいと考えます。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
40	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 障がい者	14	【基本方針】 「子どもたちが共に理解し、尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、地域の学校との交流や共同学習を継続して進めます。」とあるが、この文面では、特別な支援を必要とする子どもたちが、特別支援学校で学ぶことが前提になってしまう。 【めざす姿】にあるように、「それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場」という言葉を用いて、表記を修正してはどうか。	①	ご意見の趣旨をふまえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において指導・支援の充実を図ること、また、「交流や共同学習」を手段・方法として、「相互理解や生活態度の育成」を目的とする記述に修正します。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
41	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 患者等	17	【基本方針】 「さまざまな団体と協力して、患者等が地域で安心した」とあるが、自分の住み慣れた居住地域で暮らせることが人権を尊重することだと思うので、地域を居住地域にしてはどうか。	②	居住地域という意味で、端的に「地域」と記述しています。
42	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 犯罪被害者等	18	【現状と課題】 犯罪被害者等とあるが、「犯罪加害者」については、「等」の中にはいっているのか。	③	犯罪被害者等は、犯罪被害者やその家族、遺族をさしており、犯罪加害者は含んでいません。
43	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 インターネットによる人権侵害	19	削除対象となる「差別的な書き込み等」に、現存しない人物に対する「誹謗中傷や差別の内容」や「誹謗中傷や差別を助長、扇動する内容」の書き込みが含まれないことを明記すべきである。 エンターテイメント表現は現存しない者について表現するケースがほとんどである。当然にその現存しない者については人権が存在せず、現存しない者に対する行為・言動の表現に「人権侵害」の被害者は存在しない。	③	特定の属性を有する人々に対する差別や偏見を助長する表現は、現存するか否かに関わらず、あってはならないものと考えています。
44	第2章 人権施策の推進 3 課題別施策の推進 性的指向・性自認	20	性の多様性について、三重県の条例や「三重県パートナーシップ宣誓制度」の推進はとても素晴らしい。しかし、同性同士の結婚についてはまだ認められていない。性の多様性を推進するのなら、その点についても、今後、県として国への働きかけ等取り組んでいただきたい。	③	令和5年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。 県では、どこに住んでいても誰もが安心して暮らせる社会となるよう、国が主体となって施策を進めることについて、国に対して要望しているところです。引き続き、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会づくりを進めてまいります。